

第5回エイズに関する関係省庁間連絡会議

平成18年6月12日(月)15:00～
厚生労働省専用第12会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 「エイズに関する関係省庁間連絡会議設置要綱」の改正について
- (2) 国連エイズ特別総会における政治宣言について
- (3) その他

3 閉 会

配布資料

- 資料1 エイズに関する関係省庁間連絡会議設置要綱 改正案
資料2 エイズに関する関係省庁間連絡会議設置要綱 新旧対照表
資料3 国連等におけるエイズ対策の主な流れ
資料4 エイズ対策について
資料5 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)
資料6 2006年国連エイズ特別総会政治宣言

第5回エイズに関する関係省庁間連絡会議出席者名簿

(敬称略)

	所 属	官 職	氏 名
警察庁	生活安全局生活環境課	課長補佐	鈴木 達也
法務省	人権擁護局人権啓発課	課長	若井 伸一
外務省	経済協力局開発計画課	課長補佐	山本 太郎
	大臣官房国際社会協力部専門機関課	課長補佐	小林 敏明
文部科学省	研究振興局ライフサイエンス課	企画官	池田 千絵子
	スポーツ・青少年局学校健康教育課	課長	山口 敏
厚生労働省	大臣官房国際課	国際機関 専門官	小池 創一
	健康局結核感染症課	課長	塚原 太郎
	労働基準局安全衛生部労働衛生課	課長	阿部 重一
	医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室	総務係長	片田 淳哉
	医薬食品局監視指導・麻薬対策課	課長補佐	吉田 易範
	職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課	課長	土屋 喜久
	健康局疾病対策課	課長	関山 昌人
	健康局疾病対策課	課長補佐	三好 英文
	健康局疾病対策課	課長補佐	秋野 公造
	慶応大学文学部教授		樽井 正義

エイズに関する関係省庁間連絡会議設置要綱（改正案）

平成 12 年 12 月 11 日設置
平成 18 年 2 月 13 日改正

1 目的

我が国のエイズ患者、H I V感染者の発生が、依然として地域的にも年齢的にも広がりを見せている状況に鑑み、関係省庁間の協議の場を設定することで、より一層総合的かつ効果的なエイズ対策を推進することを目的とする。

2 根拠

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成 1 1 年 1 0 月 4 日告示第 2 1 7 号）第 8（関係機関との新たな連携）の 1（省庁、N G O 等を含めた関係機関の連携の強化）に基づく。

3 協議事項

- (1) 国際的な連携に関すること
- (2) 人権の尊重に関すること
- (3) 普及啓発及び教育に関すること
- (4) 研究の情報交換に関すること
- (5) 性感染症対策等関連施策との連携に関すること
- (6) その他、省庁間における連携が必要な事項に関すること

4 連絡会議構成員

連絡会議の構成は、次のとおりとする。

- ・法務省人権擁護局人権啓発課長
- ・外務省経済協力局開発計画課長
- ・文部科学省研究振興局ライフサイエンス課長
- ・文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
- ・厚生労働省健康局結核感染症課長
- ・厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
- ・厚生労働省医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室長
- ・厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長
- ・厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長
- ・厚生労働省健康局疾病対策課長

上記構成員の他、協議の内容に応じて各構成員は、関係者の出席を求めることができる。

5 連絡会議議長

議長の職は、厚生労働省健康局疾病対策課長とする。

6 連絡会議の開催

会議は年 1 回を基本とする。ただし、緊急その他の必要が生じた場合、各構成員は、会議の開催を議長に要請することができる。議長は、この要請を受けたとき又は自らが必要と認めるときは、会議を開催するものとする。

7 その他

会議の開催その他の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において処理する。

国連等におけるエイズ対策の主な流れ

2000 国連ミレニアムサミット

「ミレニアム開発目標6」
HIV/エイズの蔓延を2015年までに食い止め、その後減少させる

2001 国連エイズ特別総会

「HIV/エイズに関するコミットメント宣言」-グローバルな危機、グローバルな行動-
HIV/エイズ問題の全ての側面を再検討し、実行するとともに国内、地域、及び
国際的努力の調整と強化の拡充に対する誓約

2003 アフリカ国際エイズ
性感染症会議

Three Onesの原則を提唱

One agreed HIV/AIDS Action Framework
「包括的なエイズ戦略」

One National AIDS coordinating Authority
「国家による包括的なエイズ戦略コーディネート機関」

One agreed country level monitoring and evaluation system
「包括的なエイズ政策のモニタリング・評価システム」

2004 UNAIDSワシントン会議

今後このThree Onesの原則の下で一元的にエイズ対策を推進

2005 グレイターG8首脳会議
国連世界サミット

ユニバーサルアクセス
2010年までに治療を必要とする全ての人に治療を提供する

2006 国連エイズ特別総会

「政治宣言」

○趣旨:
「HIV/エイズコミットメント宣言」以降に実施されたHIV/エイズ対策をレビューし、ミレニアム
開発目標やコミットメント宣言に盛り込まれた各種目標に向け各国と国際社会の取組に政
治的弾みを与える

○達成目標:
「HIV/エイズの蔓延を2015年までに食い止め、その後減少させる」とのミレニアム開発目
標を達成すべく、2001年のコミットメント宣言と2005年世界サミット成果文書の諸目標を実
現する。

○主な施策:
・市民社会、感染者、患者団体、民間セクターの積極的参加・関与
・治療のみならず、予防・ケア・サポートへの包括的対応
・一層の資金調達
・2006年内に国家目標を設定
・若者の感染予防に関する対策の拡充
・女性感染者への治療拡大、母子感染予防の拡充、女性への暴力防止
・子供のケア、小児用治療薬の開発促進
・ワクチン、新薬の開発促進
・国連事務総長年次報告にコミットメント宣言の実施状況を含める
・2008年と2011年に2006年政治宣言の実施にかかる包括的レビュー

Three Onesの原則に留意して、
2006年の政治宣言の実施にか
かる包括的レビュー

2008 国連エイズ特別総会

2011 国連エイズ特別総会

今後の目標

2010年までに治療を必要とする全ての人に治療を提供

HIV/エイズの蔓延を2015年までに食い止め、その後減少させる

我が国におけるThree Onesの原則に基づいた施策

One agreed HIV/AIDS Action Framework 「包括的なエイズ戦略」

→エイズ予防指針

感染症予防法第11条(特定感染症予防指針)の規定に基づき我が国におけるHIV感染の拡大の抑制、患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等といったHIV/エイズ予防の総合的な推進を図るため、国、地方公共団体、医療関係者及びNGO等が共に連携して進めていくべき新たな取り組みを策定。

- 平成11年10月 エイズ予防指針告示
平成17年 患者代表、市民社会代表を含めた有識者によるエイズ予防指針の見直し検討会(座長:木村哲 東京通信病院院長)の報告書を受けて、
平成18年 4月 エイズ予防指針を見直した

One National AIDS coordinating authority 「国家による包括的なエイズ戦略コーディネート機関」

→エイズに関する関係省庁間連絡会議

エイズ予防指針に基づき関係省庁間の協議の場を設定することで、より一層の総合的かつ効果的なエイズ対策を推進することを目的として設置された。

- 平成12年12月 エイズ予防指針に基づき設置し、第1回を開催
(第2回:16年3月、第3回:16年9月)
平成18年 2月 第4回開催
原告団代表との意見交換会
平成18年 6月 第5回(今回)
市民団体代表とともに国連エイズ特別総会政治宣言について討議

One agreed country level monitoring and evaluation system 「包括的なエイズ政策のモニタリング・評価システム」

→エイズ施策評価検討会(準備中)

国・都道府県のエイズ施策に関する評価・モニタリングを行う。